「臨時技師（看護師）」は定数外で配置する等して、教職員・看護師の過重負担解消をはかることに関する項目

看護師の定数外配置については、国の「インクルーシブ教育システム構築事業」を活用して、平成27年度から高度医療サポート看護師を配置している。

平成28年度は、昨年度に引き続き１名の配置となったが、平成29年度以降も引き続き、学校現場の状況を把握し、配置校数の増加に向けて検討していく。

　看護師を標準定数法で配置することを可能とする制度改正について、国に対して引き続き要望していく。

「臨時技師（看護師）」の配置は各学校の判断に委ねる等して、教職員・看護師の過重負担解消をはかることに関する項目

臨時技師（看護師）は、医療的ケアの必要な児童生徒数や医療的ケアの状況、教員の負担等、各学校の実情等を考慮し配置している。

「臨時技師（看護師）」の賃金改善に関する項目

臨時技師（看護師）の給与は、給与条例等に基づき、知事部局と同様の処遇としているところ。

「臨時技師（看護師）」への過重な業務負担が起らないようにすることに関する項目

臨時技師（看護師）の業務について、宿泊を伴う学校行事への付添いをはじめ、放課後の業務が可能となったが、他の教職員と十分な連携を図る等、臨時技師（看護師）の負担が大きくならないよう、校長に配慮を求める。

時間外勤務及び泊を伴う行事の引率業務を命ずる際は、「臨時技師（看護師）」への過重な負担とならないよう、勤務時間の設定や時間外勤務手当の支給等について適正に行うことに関する項目

他の教職員とも十分な連携を図るなど、過重な負担とならないよう、適切に対応していく。

　宿泊を伴う学校行事において児童または生徒を引率する業務を行う職員の勤務時間の割振りについては、府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第４条の規定に基づき、当該行事を実施する日の行程のはじめから終わりまでに要する時間が、休憩時間（１時間）を除いて11時間30分以上11時間45分未満である日については、あらかじめ当該日に11時間30分の勤務時間を割振り、別の要勤務日に４時間の勤務時間を、11時間45分以上15時間30分未満である日については、11時間45分の勤務時間を割振り、別の要勤務日に３時間45分の勤務時間を、15時間30分以上である日については、あらかじめ当該日に15時間30分の勤務時間を割振り、別の要勤務日を勤務を要しない日として、それぞれ割振ることができることとされている。

　臨時技師（看護師）に対する時間外勤務手当については、適切な時間外勤務命令に基づく時間外勤務に対して、適正に支給していく。